

令和 4 年 9 月定例会

県土整備委員会説明資料（その 2）

企 業 局

目 次

I 提出予定案件	1
1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	1
2 令和3年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	2
3 令和3年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	2
4 令和3年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	2
5 令和3年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	2
6 令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について	3

I 提出予定案件

1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

(1) 改正の理由

地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、企業職員で定年前再任用短時間勤務職員であるものの給与の種類及び基準を定めるとともに、職員の給与に関する条例等の一部が改正され、年齢60年を超える職員の給与に関し定年の引上げに伴う特例措置が講ぜられること等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正の概要

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類及び基準を定めることとした。

イ 当分の間、職員が60歳（一部の職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料については、職員の給与に関する条例等の規定の例により企業局長が定めることとした。

ウ その他所要の改正を行うこととした。

(3) 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

2 令和3年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和3年度徳島県電気事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和3年度徳島県電気事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

3 令和3年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和3年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和3年度徳島県工業用水道事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

4 令和3年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和3年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和3年度徳島県土地造成事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

5 令和3年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和3年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、令和3年度徳島県駐車場事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

6 令和3年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県電気事業会計	— %
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳 監 第 2 0 2 5 号
令 和 4 年 9 月 5 日

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門 殿

徳 島 県 監 査 委 員
徳
同
同
同

岡 鹿 大 西 梶
崎 山 寺 沢 原
悦 公 健 貴 一
夫 弘 司 朗 哉

令 和 3 年 度 決 算 に 係 る 徳 島 県 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の
令 和 3 年 度 決 算 に 係 る 徳 島 県 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の
審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 審 査 に 付 金
さ れ た 公 健 全 化 判 断 比 率 及 び 同 法 律 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 審 査 に 付 金
不 足 比 率 に つ い て

資金不足比率審査意見書

第1 監査等の種類

資金不足比率の審査

第2 審査の対象

令和3年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

- ・提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

第4 審査の実施内容

審査に当たっては、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果に基づいて実施した。

第5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

今後も経営の健全化に努められたい。

会 計 名	令 和 3 年 度 資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
徳 島 県 港 湾 等 整 備 事 業 特 別 会 計	— %	2 0 %
徳 島 県 病 院 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 電 気 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 土 地 造 成 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 駐 車 場 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	2 0

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。